

業務の運営に関する規程

三重南紀農業協同組合無料職業紹介所

(平成 29 年 9 月 6 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、無料職業紹介事業（以下、事業という）を利用する求人者及び求職者と、事業を運営する無料職業紹介所（以下、紹介所という）との間の規程を定め、事業を円滑に運営する事を目的とする。

(求人申込)

第 2 条 紹介所は、正組合員の経営する農業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反し、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合はこの限りではない。

- ② 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申し込むものとする。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスで申し込むものとする。
- ③ 求人申し込みの際は、業務内容、賃金、労働時間、その他雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付の使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外により明示しなければならない。

(求職申込)

第 3 条 紹介所は、正組合員の経営する農業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合にはこの限りではない。

- ② 求職の申し込みは、本人が直接来所し、所定の求職票により申し込むものとする。
- ③ 常に日雇的又は臨時的な労働に従事する事を希望する場合は、紹介所に特別の登録をし、本人の申し出により求職申込みの手続きを省略するものとする。

(紹介所の業務)

第 4 条 紹介所は、求職者には、職業安定法第 2 条に規定される職業の選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう努力するものとする。また、求人者には、その希望に適合する求職者を選定するよう努力するものとする。

(求職者への条件明示)

第 5 条 紹介所は、求職の方に、紹介において従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示するものとする。

(求人者への紹介方法)

第 6 条 求職者への紹介は、紹介所が紹介状を発行し、求職者が当該紹介状を求人者へ持参する方法とする。

(紹介の責任等)

第 7 条 求人、求職の申込について、紹介所は責任をもって紹介の労をとらなければならない。

② 紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとり、同盟罷業者又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をしてはならない。

(苦情・相談対応)

第 8 条 紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介業者等と連携を図り、求人・求職者間の雇用契約締結前に当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとする。また、求人・求職者間の雇用契約締結後の相談には、中立の立場で真摯に対応するものとする。

(雇用関係成立・不成立の報告)

第 9 条 雇用関係の成立後、求人者、求職者は紹介所にその報告をしなければならない。また、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 10 条 紹介所は、求職者・求人者から知り得た個人情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱うものとする。

(差別的取扱いの排除)

第 11 条 紹介所は、求職者・求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしないものとする。

(取扱職種の範囲等)

第 12 条 紹介所の取扱い職種の範囲等は、熊野市・御浜町・紀宝町の農業の職種とする。

ただし、以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

・若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とする事ができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者。

(問い合わせ等)

第 13 条 職業安定法関係法令及び通達に基づき運営される当事業にかかる問い合わせは、紹介所担当職員が受け付けるものとする。